



## ボランティア運転者講習

地域の助け合い活動講習関連ダイジェクト版

### 福祉交通の基礎概念

援助観の基本: 日本国憲法の規定する、第 11 条:基本的人権の保障、第 13 条:生命、自由及び幸福追求権、第 25 条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利などにみることができます。

社会福祉構造改革: 福祉施設に運営の透明性と情報提供、また第三者機関の設置が謳われました。

申請に基づく措置制度から当事者の主体的意思の基づく選択・利用制度への転換の推進。

改革の必要性・基本的方向①サービス利用者と提供者の対等な関係の問題②個人の多様な需要への地域における統合的移動支援③信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保④幅広い要望に応える多様な主体の参加・活動の促進⑤住民の積極的な参加による豊かな移動支援の形成⑥情報公開等による事業運営の透明性確保。「ICF」参照しましょう。

援助観の目標: 福祉交通の取り組むべき課題、問題と資源をつなぐ援助者及び援助技術、問題を解決するための社会資源、資源の開発・拡充など開発的作業にはソーシャルアクションが必要となります。

援助資源: 近年では、法律に基づかない住民の主体的なサービスも多くなり、それを地域団体・NPO 等による支援など、援助資源の多様化を図る試みも行われています。

価値・倫理: 信用失墜行為の禁止等、日本ソーシャルワーカー協会の倫理要綱の概要○原則○クライアントの関係○機関の関係○行政と社会との関係○専門職としての責務等資質の向上の推進。

### 福祉交通をとりまく状況・仕組みと運営

福祉の基本的理念: 共に生きる社会づくりで地域福祉交通推進、の理念施設から地域に ADL から QOL へ。

民間機関・団体: 社会福祉協議会、民間社会福祉施設、NPO、自治会、ボランティア・グループ、当事者団体等がある。地域住民との調整「コウデネイター」を重視しており共同で地域作りを目指す。

援助の原理: バイステックによるケースワークの 7 原則①個別化②意図的な感情の表出③統制された情緒的な関わり④受容⑤非審判的態度⑥自己決定⑦秘密保持。

移動支援の運営: 移動支援サービスの提供主体①行政型供給組織②許認可供給組織②参加型供給組織等、公共性とは、公・私の協働関係を意味しており、行政優位の言葉ではありません。

福祉交通の役割: 交通移動支援は単に個々の人々を支援するという役割に留まらず、人々を差別なく「ノーマルゼイション」同じ社会統合するという援助が重層的に行う社会的役割を担っている。

ボランティア運転者活動論: 岡本栄一活動展開 6 原理①人間尊重の原理②社会的責任性の原理③生活の全体性の原理④主体性の原理⑤地域生活尊重の原理⑥連帯と共生の原理等地域社会作りの推進。

## 地域福祉交通の概念

地域交通のとらえ方: 住民に共通する移動支援の課題、縦割り行政の弊害をみつめ、福祉交通の枠を超えて関連の医療や保健・教育・職業・社会などに至る移動生活の新たな発展の実践を展開する。

福祉交通の組織化活動: 地域福祉移動支援活動の策定は、狭義・広義等福祉交通として用いられる(ボランティア運転者)運転の安全確保、運送法・交通法・接遇全般等の技術を効率的・有効的に構築し、望ましい移動・送迎支援サービス事業の形成することを目標とします。

組織化の課題: 地域福祉交通の組織化、利用者一人ひとりを大切にすし移動支援サービスを目標として、公私が協働して組織化を着手していくことが重要です。

ボランティアとは: 主体的・社会連帯感を育むもの、活動・手段(具体的内容)と目的(目指すもの)明確化す。(社会的制約)という視点からみるとボランティアも利用者も同じ目線・立場に立てる。

ボランティアに期待されるもの: ①社会連帯に基づく自立への支援者の役割②社会関係の社会孤立化防ぎ役割(社会との橋渡し)③社会変革(ソーシャルアクション)の主体者④ボランティア自身の自己実現。このようなボランティアは、「自発的な人」主体性・連帯性・無償性をあげています。福祉交通の運転者は自立を促し連帯的行動を構築します。

NPO(民間非営利組織)の役割: 「参加・活動共生型社会」を目指して主体的に社会的な公益活動を行う民間の非営利活動組織ということができます。

住民参加と身近な福祉交通活動: ○地方自治法の改正=地方分権推進法は、地域コミュニティの活動の活性化の推進や連携強化、「ボランティア運転」活動等の環境整備の推進などが提案された。

○地域福祉交通の推進と住民参加=住民主体が原則、地域福祉交通の推進等行政の政策策定過程に於いて住民参加の移動支援が「自治型地域福祉交通」重要で在ると推察します。

○地域住民の完全参加=地域福祉交通の推進・ノーマライゼーションと安全参加、社会的包摂の視点で「安全参加と平等」の参加型福祉交通を創造していくために、移動・送迎支援「自治型地域福祉交通」が重要と推察されます。通環境整備と支援を希望します。

○身近な地域福祉交通活動のすすめ=「身近な園域」「園域を単位とした移動団体」を組織化の推進。

地域福祉交通と園域づくり:○地域福祉交通を推進刷○地域福祉交通のあゆみ○福祉コミュニティを創造する。地域福祉交通の主体形成○バリアフリーの地域福祉交通のまちづく等々の推進。

コミュニティ・ケア: コミュニティ・ケアの推進とは、居宅の要援護者に対して地域の社会資源や住民参加によって援助する方法論です。地域自治社会サービス法が成立し、コミュニティ・ケアに力点が置かれるようになりました。○政策の変化、在宅ケアのサービス供給を重点化する施策が自治体で採用されました。国民保健サービスおよびコミュニティ・ケア法に於いて、サービス供給組織と利用者との調整するケアマネジメントを重視された。

ボランティア・コーディネーターの役割=法律による社会福祉・自発的社会福祉に分類される、法律によらない自発的社会福祉による社会福祉活動の存在こそ、福祉移動支援の自己改造の原動力として評価されなければなりません。

ボランティア・コーディネーターの機能と役割:○移動支援企画立案機能○関係団体等の連絡調整機能○カウンセリング機能の強化○移動支援グループワーク機能○コミュニティ・ワークの機能○利用者の権利擁護○ソーシャルアクション機能○福祉交通ボランティア運転教育(講習)等

ソーシャル・インクルージョン: 社会的排除の対応への関心・社会的排除とはどんな状態か・実際はどうか・現実の課題を検証し実現に向けて考察してみましょう

福祉交通移動支援の苦情解決: ○苦情への対応の必要性・苦情解決の仕組み・移動支援のリスクについて当日開催された地域の助け合い活動講習テキストを参照して下さい。

福祉交通移動支援の研修:社会福祉基礎構造改革の中で、○「措置から契約へ」自己選択・自己決定・自己責任が明記されています。これからの地域福祉のなかで地域住民の「自治能力」が大切です。○意識の変革の中で、「自立生活を営むことができる力」や「共に生きる力」「協働実践」などの地域共生社会推進を育むことが不可欠です。その為にも福祉交通移動支援研修の受講が重要であることを希望します。

## 福祉交通の援助と方法

- 厚生労働省: 12月14日社会保障審議会で包括ケアシステム「地域の介護体制」維持へ議論。
- 市町村の役割: 地方自治体が住民のために必要な社会資源の整備「日常総合予防事業」移動・送迎支援の責任を担う点が重要であります。移動・送迎支援を担っている団体等に使いやすいサービスの整備という量的・質的な面も重要であります。
- 地域包括支援センターの運営体制と機能: 地域ごとの生活圏域あたり1か所の設置、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師(地域ケア経験のある看護師)が中心を担っています。
- ソーシャルワークとソーシャルワーカー: ソーシャルワークは、福祉交通の実践を支える価値・知識・技術要素から構成されます。ソーシャルワーカーは、地域の組織化、社会への啓発、新しい社会資源の開発「人・モノ・制度」「連携・信頼・規範」社会組織の変革等重要なしごとです。ソーシャルワークの実践の共通基盤として、中心的な焦点(人間の社会生活への視点及び人間観(生活者としての人間理解)実践を構成する要素(援助者が身につけるべきのもの)等々。ソーシャルワークの体系「直接援助技術」「関節援助技術」「関連援助技術」利用者の援助。
- ケースワークの展開過程: 個別援助技術 ○情報収集とアセスメント○援助計画作成○援助計画実施○評価○終結○追跡調査○報告等々。
- グループワークの援助原則: 集団援助技術○準備期○開始期○作業期○終結・移行期。
- コミュニティワークの援助原則: 地域援助技術○地域主体の原則○資源開発の原則○協働活動の原則、3原則が様々な組織、機関などが目標に向かって、役割分担をして協力していくことが重要です。
- ケアマネジメントの創設: 2006年度からは介護保険制度改正に伴い地域支援事業が創設され、介護予防ケアマネジメント(要介護状態になることの予防・地域ネットワークづくり等)を内容とする包括的支援事業を担う地域包括支援センターが設置されました。
- ケアマネジメント: 移動・送迎サービスの選択を支援するケアマネジメントが求められました。ケアマネジメントとは、○入口○アセスメント○プランニング○ケアプランの実施○モニタリング○終結等々の援助はニーズ優先アプローチが重要な点です。
- ニーズ優先アプローチ: 社会資源の活用の際、利用者のニーズに対応した社会資源を結びつけるようにする方。この反対は、サービス提供側の都合によって提供される社会資源の種類や量等が決められるサービス優先アプローチである。
- リハビリテーションの意義: 理念は、全人間的復権、人間にふさわしい生活の回復を目指し、QOLを最大的に高めることにより、自らの生活における自己決定権の行使、自立生活運動です。分野には、医学的・教育的・職業的・社会的リハビリテーション等があります。

## 福祉と交通のキーワード

# 社会福祉関連キーワード版

令和5年度

令和5年1月~9月

- 政府: 22年12月 団塊の世代2025年度に備えた「地域包括ケアシステム」生活支援体制の構築。
- 厚生労働省: 公的年金3年ぶり増額23年度、68歳以上で1・9%増。
- 厚生労働省: 介護保険「負担増」結論先送り年越しすることになった。意見書に事業所に財務公表義務。
- 厚生労働省: 18日、企業に義務付けている障がい者雇用率2.7%に働く機会確保で引き上げ。
- 政府: 政府は19日、政府関係会議で深刻化する少子化に3月に具体策 児童手当拡充など柱。
- 政府: 政府は高齢者の増加 地域医療2040年へ再編 医療ニーズ変化に対応。
- 厚生労働省: 25年度完了へ介護保険書式を統一 電子化で業務効率化させる方針だ。
- 政府: 政府は24日、精神的DV被害を保護、防止法改正案、罰則も強化。
- 厚生労働省: 23年度2月27日 現役世代の介護保険料、過去最高の月6,216円
- 厚生労働省: 22年の出生数、初の80万人割れ、想定より8年早い 前年比5.1%減。
- 政府: 政府は17日、国連が定める「持続可能な開発目標(SDGs)行動計画決定 包摂社会実現。
- 厚生労働省: 3月21日までに、障害者雇用助成金を新設へ 企業向け、既存分の拡充も。

厚生労働省: 3月21日 強度行動障害集中支援へ 人材育成や連携も  
 東京都: 3月29日 東京都内の高齢化率22・67% 65歳以上人口は初の減少。  
 厚生労働省: 23年度3月 虐待を受けた障害者、擁護者から2,004人で過去最多 職員から956人。  
 政府: 政府は4月1日に、こども家庭庁が発足 児童虐待・貧困に横断対応。  
 厚生労働省: 4月10日、介護予防を市町村の地域支援事業に移行した総合事業の初、検討会開催された。  
 総務省: 4月12日 総人口55万人減の1億2493万人 12年連続減少  
 総務省: 4月14日 日本の22年月時点で、全国の100歳以上の高齢者が過去最多の9万526人です。  
 政府: 政府は25日、資本主義実行計画で対話AI活用へ環境整備 人手不足への対応等。  
 政府: 政府は28日、2023年度予算は114兆円の予算成立 11年連続で過去最大を更新。  
 厚生労働省: 4月26日 日本の人口 50年後8700万人に日本の将来人口を公表。  
 総務省: 5月5日 15歳未満人口は過去最少の143万人 42年連続減 全都道府県で減少。  
 厚生労働省: 5月12日 介護保険法含む「全世代対応型社会保障制度改革法」可決・成立事業者の見える化。  
 厚生労働省: 5月26日 委託調査で「老老介護」で市町村調査 家族も支援必要77%。  
 警視庁: 2022年 特殊詐欺増加1万7570件 高齢者被害18%増加  
 厚労働省: 24年度 介護報酬改定の審議①地域包括ケアシステムの深化・推進②自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進③介護人材の確保と介護現場の生産性の向上④制度の安全性・持続可能性の確保の4項目を提案した。事業所団体は、物価高騰の影響で経営が厳しい状況となっていると主張・人材の流出を招いている状況とした。  
 厚労働省: 6月2日 22年度 日本の人口動態統計を発表 出生率最低1・26 出生数77万人。  
 政府: 6月14日 「認知症基本法」成立 国、自治体で計画策定・当事者意見聴取義務付け。  
 政府: 政府は26日、「骨太方針」を閣議決定 少子化反転へ政策推進。  
 G7: G7閣議会合で「共同声明」男女の経済格差解消を表明。  
 警視庁: 2022年 認知症の不明者1・8万人、10年で倍増 都道府県では兵庫県最多2115人。  
 生労働省: 24年度 老老介護6割を超える高齢者世帯、過去最多 国民生活基礎調査。  
 総務省: 7月21日 22年、就業構造基本調査 働く女性最多3035万人。  
 厚生労働省: 消防庁の資料に基づきAEDの使用進まず。場所示すアプリ開発。  
 総務省: 7月4日 日本人、初めて全都道府県で減少 人口動態調査 死者最多156万人。  
 厚生労働省: 8月1日の閣議で厚労白書単身者増え交流希薄化 地域の「つながり」重視 支え合い構築。  
 厚生労働省: 8月6日 ひきこもり全自治体調査 24年度に支援指針。  
 総務省: 8月高齢者事業の改善要請 重要説明書79%が未作成。  
 厚生労働省: 中央最低賃金審議会は、最低賃金平均1002円 初の4桁41円上げ。  
 厚生労働省: 23年度から27年度までの「労働災害防止計画」で年齢が高い労働者対策を強化している。  
 厚生労働省: 22年度 平均寿命、男女とも2年連続減少 男性81・05年 女性87・09年。モビリティ  
 社会保障・人口問題研究所 21年度の社会保障給付費最高138兆円 コロナ対策費用が増加。

### 73

厚生労働省: 24年度予算の概算要求額33・7兆円要求 社会保障費増。  
 厚生労働省: 22年度雇用動向調査 全産業 入職超過続く 医療、福祉は離職が上回る。  
 社会保障・人口問題研究所 今年度上半期の出生数37万人 3・6%減 過去最少。  
 厚生労働省: 昨年福祉施設労災10年で倍 昨年1万2780人職員高齢化が影響している。  
 厚生労働省: 9月15日 「敬老の日」100歳以上9万2139人 53年連続の増加 80歳以上高齢者は3623万人 女性が88%10人に1人。65歳以上最高29.1% 75歳以上初の2000万超。  
 政府: 政府はパート短時間労働者の公的医療保険を巡り、健康保険組合などへの加入拡大の検討開始。  
 政府: 人手不足が深刻化する中、介護離職を防ぐ対策の強化に乗り出した。企業・地域で支援  
 神戸市: 車いすの外出支援 坂傾斜示す地図アプリ開発。  
 厚生労働省: 22年度、26日発表介護費用1兆1912億円 最多更新。  
 厚生労働省: 22年度の概算医療費46兆円 1・76兆円増。  
 厚生労働省: 22年度使用者による障害虐待の状況を公表 事業所数・障害者は増加。  
 厚生労働省: 9月29日 「介護予防・日常生活総合支援事業の充実に向けた検討会」が行われた。社会参加・生活支援へのつなぎ加算評価も。

# 交通関連キーワード版

令和5年度

令和5年1月～9月

警視庁: 22年度の交通事故死者数は全国で2610人と公表。6年連続で最少更新。  
国交省: 1月13日 自賠責新賦課金125円 乗用車など、被害者支援強化や事故防止に活用。  
消防庁: 23年1月18日 救急出動件数619万件4/4%増 搬送高齢者340万人  
金融庁: 審議会は20日、自賠責保険11.4%下げ 4月から適用、事故の減少による。  
警視庁: 違反歴がある75歳以上に昨年から義務付けた免許更新時の運転技能検査試験89%合格。  
警視庁: 改正で、75歳以上に昨年から義務付けた免許更新時、免許更新待ち日数短縮 35日程度に。  
仙台高裁: 福島県でひき逃げ2人殺害に1審死刑を破棄し無期刑の判決。  
警視庁: 3月22年の交通事故死最少2,610人 自転車乗車中は336人ヘルメットなしで致死率倍増。  
国交省: 昨年交通死 戦後最少132人 人身交通事故件数は前年比9.5%増 飲酒事故死は全国最多。  
警視庁: 4月施行の改正道交法で自転車利用者初の全国調査 ヘルメット着用率13.5%  
国交省: 有償運送者に変動料金促進 GPSメーター導入に本腰を入れる。年度内に規格設定へ。  
警視庁: 6月8日、アルコール検知器を用いた(飲酒検査)義務化 12月より「白ナンバー」5台対象。  
長野地裁: 軽井沢バス事故 経営者に実刑 運転技量確認怠る 運行管理者も責任問われる。注意喚起。  
警視庁: 8月3日 道交法改正を視野に自転車に青切符交付へ 来年に制度変更を目指す方針。  
国交省: 次世代型「デマンド交通」走り出す。各地で実験、都も補助金。大田区・世田谷・あきる野市が実証。  
警視庁: 今年上半期の交通死亡事故の発生状況を公表 交通死亡事故増加。  
警視庁: 22年度 子ども自転車死傷、6月最多 通学で使い慣れた時期か?  
政府: 23年度版「交通安全白書」を決定 非着用で致死率2.4倍 ヘルメット自転車ルール遵守を。  
国交省: 次世代型路面電車(LRT)宇都宮市芳賀ライトレール線が開業。  
警視庁: 昨年の運転免許証を返納した人は44万8476人だった。10年前の3倍に。  
警視庁: 交通白書・交通統計・交通事故発生状況(23年度)ホームページで確認しましょう。

八王子福祉交通運転者講習団体 特定非営利活動法人 ケアセンター八王子

令和5年9月30日

文責 添田 繁實